

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消処分について

令和6年11月19日（火）

茨木市が実施した監査の結果、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、令和6年11月18日付で下記のとおり事業者の行政処分を行いました。

記

1 処分対象事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人とんぼ福祉会
- (2) 代表者 理事長 辻村 惺
- (3) 所在地 大阪府茨木市南目垣一丁目11番6号

2 処分対象事業所

- (1) 事業所名称 茨木市立障害者生活支援センターともしび園
- (2) 所在地 茨木市西穂積町8番2号
- (3) 指定年月日 平成25年4月1日
- (4) サービスの種類 生活介護

3 行政処分内容及び指定取消年月日

- (1) 処分の内容 指定生活介護の指定取消
- (2) 指定取消年月日 令和7年3月31日

4 行政処分を行う理由

ア 人格尊重義務基準違反（法第50条第1項第3号）

・利用者に対するサービスの提供にあたり、職員により実施した入浴介助において、熱傷を負わせたため。

イ 不正請求（法第50条第1項第6号）

・平成31年4月から令和6年3月までの期間において、生活介護計画が作成されていないにもかかわらず所定単位数をそれぞれの割合に減じることなく不正に介護給付費を請求し、受領したため。

福祉部 福祉指導監査課
電話 072-620-1809（ダイヤルイン）